

令和2年3月8日
茨木市教育委員会

新型コロナウイルス感染拡大防止対策のための
小中学校における見守り登校や卒業式について

標記のことについて、下記のと通りの対応といたしますので、ご理解・ご協力をお願いいたします。

- ① 市内で感染者（児童生徒・小中学校教職員以外）が確認された場合
見守り登校・・・継続
卒業式・・・実施
- ② 感染者が、児童生徒・小中学校教職員である場合
見守り登校・・・見守り登校を利用していた児童生徒や教職員の場合は、
当該校の見守りを休止する。
卒業式・・・感染者の学年等の状況から判断する。

※見守り登校・・・家庭で留守番させることが困難な児童生徒（小学1～3年児童及び小中全学年の支援の必要な児童生徒）を対象に、小中学校において、教室等で児童生徒を受け入れている対応のこと

